

横浜市南西部農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 12 月 21 日
横浜市南西部農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、法第 6 条第 2 項に基づき、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

都市における農地は、新鮮な農産物を市民に供給するとともに、自然的環境の保全、良好な景観の形成、防災など安全で安心な市民生活の維持、市民レクリエーションや交流の場、学校教育や福祉の場として活用されるなど、多面的な機能を有している。

横浜市においては、都市化が進行しつつも、広範に農地が散在する一方で、まとまった農地も保全されており、都市部に隣接する立地条件を活かし、地産地消の取組を中心とした市場出荷や直売による販売など多様な経営が行われている。また、横浜市みどりアップ計画の 1 つの柱である「農に親しむ」をテーマに、栽培収穫体験ファームや区画貸し農園等の市民農園を中心に都市部との交流の場として農地に期待される役割は大きい。さらに、市街地での生産緑地も多く、それぞれの地域での農地の利用状況や営農形態を活かしていることから、それらの推進を図ることが求められている。農家の高齢化や後継者不足等による遊休農地の発生が懸念されており、その発生防止・解消に努めていくとともに、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。なお、農地利用の集積・集約化ではマッチング制度や農地中間管理事業を活用していく。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、これまでの都市農業の果たすべき役割に加え、今後も活力ある都市農業が展開されることを目標に、農地の有効活用を推進していく。

そのため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、それぞれの地域の実情に応じた活動を行いながらも「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、横浜市南西部農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として、具体的な目標と推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年毎に検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく、「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	農地面積	管内の遊休農地面積	遊休農地の割合
現状 (平成 30 年 4 月)	1083.2ha	2.5ha	0.23%
3年後の目標 (平成 33 年 4 月)	1070.6ha	2.5ha	0.23%
目標 (平成 35 年度)	1062.2ha	2.4ha	0.23%

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

ア 農地の利用状況調査と意向調査の実施について

農業委員及び推進委員による農地パトロール（農地利用状況調査）の実施と農地利用意向調査を実施する。それぞれの調査については、「農地法の運用について」（平成 28 年 5 月 25 日付け 28 経営第 509 号）に基づき実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず適宜実施する。

イ 農地の貸借について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地の貸借を推進し、遊休農地の解消を図る。具体的には横浜市の農地マッチング制度を活用し農地の貸借を進めるために、農地の貸し手、借り手双方の情報を集め、横浜市と連携し利用権設定に結び付ける。

ウ 農地中間管理機構への貸付けについて

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行い、遊休農地の解消を図る。

エ 耕作放棄地対策について

横浜市の農地流動化促進事業の活用等により農地を復元し、農地の貸借を進め、耕作放棄地の解消を図る。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	農地面積	管内の集積面積	集積率
現状 (平成 30 年 4 月)	1083.2ha	21.03ha	1.9%
3年後の目標 (平成 33 年 4 月)	1070.6ha	21.93ha	2.0%
目標 (平成 35 年度)	1062.2ha	22.83ha	2.1%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な取り組み方法

ア 農地の利用権設定について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進し、農地の利用集積を実施する。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は横浜市、農地中間管理機構、農協等と連携し、担い手の意向を踏まえて農地中間管理機構に貸付けを進め、農地の利用集積を行う。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数 (新規参入経営体取得面積)
現状 (平成 30 年 4 月)	23 経営体 (7.82ha)
3年後の目標 (平成 33 年 4 月)	29 経営体 (8.42ha)
目標 (平成 35 年度)	35 経営体 (9.02ha)

(2) 新規参入に向けた具体的な取り組み方法

ア 関係機関との連携について

横浜市、農協等の関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんを行う。

イ 農業委員等によるフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップを行う。